

学校いじめ防止基本方針

台東区立桜橋中学校

- ・いじめを生まない、許さない 「いじめは犯罪、暴力である、いじめを許さない学校」
- ・いじめの早期発見・早期対応 「いじめを解消し、安心。安全の学校」
- ・重大事態への対処 「問題を明らかに、繰り返さない学校」

1 「いじめ」の定義（文部科学省）

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どここの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対策を進める。

- (1) 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底
- (2) いじめの早期発見、迅速な対応の徹底
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）の重視
- (4) 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底
- (5) 4 極構造（加害生徒、被害生徒、傍観者、大人）でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みを重視

3 いじめ防止対策の整備

(1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任を始め副担任など相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

「いじめ」の相談窓口：副校長、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 「いじめ防止対策校内委員会」の設置

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを行う組織として、「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。

「いじめ防止対策校内委員会」

委員：校長、副校長、主幹教諭（生活指導主任）、学年主任、養護教諭
＜スクールカウンセラー＞

なお、「いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止対策、早期解決の取り組み以外に、いじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための生徒への一斉指導、いじめに関するアンケート調査の実施（各学期に 1 回ずつ）、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。

【※ 委員会の開催は、運営委員会の時間内を活用する。】

【※ 随時、スクールカウンセラーにも加わってもらう。】

4 「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図

